

米国によるコネクテッドカー規制の衝撃

上席主任研究員 玉置 浩平

中国排除を包括的に推進

米商務省は9月23日、中国やロシアと関連性を持つ企業が開発・製造などに関与する特定のハードウェアやソフトウェアを搭載したコネクテッドカー（connected vehicle）や関連コンポーネントの販売・輸入を禁止する規則案を公表した。トランプ政権下の2019年5月に発表された情報通信技術・サービス（ICTS）サプライチェーンの安全性確保に関する大統領令に基づくもので、今年2月に規則の策定に向けた意見公募の開始が発表されていた。今後、さらなる意見募集を経て最終化される見込み。

米国政府による懸念国製品・サービスに対する規制措置としては、これまで個別企業の製品・サービスに対して認証や販売が禁止された例はあるものの、特定品目のサプライチェーンにおける特定国の関与を包括的に禁じる措置は異例だ。世界の自動車産業においてロシアが重要なプレーヤーではないことを踏まえれば、今回の規制案は事実上中国のみを対象としたものと言えるだろう。

規制対象は絞り込むも将来の拡大は排除せず

本規制案におけるコネクテッドカーには、外部のネットワーク・機器と接続され、専ら公道上で使用される車両が該当する。コネクテッドカーを巡っては、サイバー攻撃による不正操作やデータ流出の懼れが指摘されており、今回の規制案でも車両と外部とのデータのやり取りに関わるシステムが規制対象となっている。

具体的には、車両通信システム（VCS）のハードウェア・ソフトウェアおよび自動運転システム（ADS）のソフトウェアのうち、中国やロシアによって所有・支配され、またはその管轄・指示に服する企業によって設計、開発、製造または供給されるものが対象となる。

意見公募の段階では、車両オペレーティングシステム（OS）、先進運転支援システム（ADAS）、バッテリーマネジメントシステム（BMS）なども規制対象の候補とされていたが、今回の規制案には盛り込まれなかった。サプライチェーンにおける混乱の回避と安全保障上のリスクへの対処という要請のバランスを追求したとしているが、将来の規制拡大の可能性は排除されていない。

自動車サプライチェーンに分断の圧力、他セクターへの拡大にも留意

米国の自動車市場における中国のプレゼンスは元より限定的であるが、近年はインフレ抑制法（IRA）に基づく電気自動車（EV）購入補助金における生産地要件の導入や、中国製のEV・バッテリーなどに対する関税率引き上げなどにより、将来のシェア拡大の道も閉ざされつつあった。今回の措置により、部品やソフトウェアにおいても中国排除がさらに進むことになる。

自動車メーカー・サプライヤーは、巨大な米国市場へのアクセスを維持するために、中国との関係の見直しを迫られる。他の先進国が同様の措置に踏み切る可能性もある。一方、中国企業が米国以外の国・地域でプレゼンスを拡大し続ければ、むしろ米国だけが例外的な市場として孤立するシナリオも考えられる。いずれにせよ、自動車サプライチェーンに対する分断の圧力は強まることがなり、各企業は不安定な状況に置かれるだろう。

また、ネットワーク接続機能を備えた製品が様々な分野で普及しつつある中、同様の規制が他のセクターに拡大していくかも注目される。既に公共性の高い重要インフラについては様々な対策が講じられているが、今後は消費者向けの製品についてもデータ流出などの懸念に基づく措置が検討される可能性がある。

▽コネクテッドカー規制案における禁止取引

規制時期	対象取引
2027年モデル以降	<ul style="list-style-type: none">中露と関連性を持つVCS/ADSソフトウェアを搭載した完成車の輸入中露と関連性を持つVCS/ADSソフトウェアを搭載した完成車の販売VCSハードウェアまたはVCS/ADSソフトウェアを搭載した完成車の販売（中露によって所有・支配され、またはその管轄・指示に服する企業が対象）
2030年モデル以降*	<ul style="list-style-type: none">中露と関連性を持つVCSハードウェアの輸入

* モデルレイヤーと関連しないものは2029年1月から適用。

(出所) 米商務省資料を基に丸紅経済研究所作成

(執筆者プロフィール)

玉置 浩平 (Kohei Tamaoki)

TAMAOKI-K@marubeni.com

上席主任研究員

研究分野：地政学リスク、経済安全保障、産業・通商政策、デジタル・サイバー

外務省入省後、朝鮮半島、宇宙・海洋安全保障、国際原子力協力などに関する外交政策の企画・立案に従事。在大韓民国日本国大使館では、北朝鮮情勢や韓国政治・外交に関する情報収集・分析を担当。2021年から丸紅経済研究所にて地政学リスクや経済安全保障などに関する調査研究を行うほか、丸紅グループの政策渉外業務にも関与。東京大学法学部卒業、タツツ大学フレッチャースクールLL.M.修了（国際法修士）。米国ジャーマン・マーシャル財団 Young Strategists Forum 2023 コーホート。

株式会社丸紅経済研究所

〒100-8088 東京都千代田区大手町一丁目4番2号

<https://www.marubeni.com/jp/research/>

(免責事項)

- ・ 本資料は公開情報に基づいて作成されていますが、当社はその正確性、相当性、完全性を保証するものではありません。
- ・ 本資料に従って決断した行為に起因する利害得失はその行為者自身に帰属するもので、当社は何らの責任を負うものではありません。
- ・ 本資料に掲載している内容は予告なしに変更することがあります。